

## 事務責任者会議規約

(名称)

第1条 この会は、事務責任者会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、全国地方独立行政法人病院協議会活動部会の設置等に関する要綱第2条の活動部会として、調査研究を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 会議は次の各号に掲げる者により組織する（以下「構成員」という）。

- (1) 全国地方独立行政法人病院協議会（以下「協議会」という）会員（以下「会員」という。）である病院の事務責任者
- (2) (1)の事務責任者に準ずる者
- (3) 会議開催地の事務責任者において指名した者

2 会議の運営のため、役員会を設置する。

(会議の開催)

第4条 会議は、第2条に規定する目的を達成するため、原則として年1回開催する。

(会議の活動)

第5条 会議は、病院の共通課題である次の項目について現状分析を行うとともに対応策を協議・検討し、各病院の改善に繋げる活動を行うものとする。

- ① 運営交付金のあり方について
- ② 収益確保及び収支改善について
- ③ 人材育成について
- ④ コストカットについて
- ⑤ 建替えなどハード面の整備について
- ⑥ その他、会議において必要と認める事項

(会議の運営等)

第6条 会議に、部会長、副部会長2名、幹事2名、監事2名の役員を選出のうえ役員会をおき、任期は2年間とする。

- 2 役員は、構成員の互選により選出する。
- 3 会議の開催地は、全国地方独立行政法人病院協議会議総会の開催地とする。
- 4 会議総会は次の事項について決定する。
  - (1) 規約の制定、変更
  - (2) 次年度の会議開催地
  - (3) その他会議の運営に関する事項
- 5 会議総会の議決は構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、開催地の構成員（事務責任者）の決するところによる。

(会議開催地（事務責任者）の事務)

第7条 会議開催地の構成員（事務責任者）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会議構成員名簿の作成
- (2) 開催日時、会場及び会費の決定
- (3) 全国地方独立行政法人病院協議会活動部会助成金の申請
- (4) 構成員への開催案内及び参加状況の取りまとめ
- (5) 講演会の開催又は協議議題の決定及び構成員への照会回答の取りまとめ
- (6) 講師等への対応及び会議開催中の庶務
- (7) 会議終了後の構成員及び協議会への議事・会計報告

（会議に要する経費等）

第8条 会議に要する経費は、全国地方独立行政法人病院協議会活動部会助成金及び会議参加者からの負担金で補うものとする。

- 2 会議開催地の構成員（事務責任者）は、会議の運営に要する経費を積算し、会議開催の3ヶ月前までに構成員に対し開催案内を行うものとする。
- 3 会議開催地の構成員（事務責任者）は、会議終了後速やかに収支実績報告書を作成し、これに支出証拠書類等のコピーを添付して協議会に報告するものとする。

（その他）

第9条 この規約は、会議総会の決議を経て変更することができる。

- 2 この規約で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議総会の決議を経て定める。

附 則

この規約は、平成31年4月26日から施行する

附 則

（施行期日）

この規約は、令和4年6月30日から施行する。